

お客さま 各位

東京三協信用金庫

暗号資産交換業者及び資金移動業者へのお振込について

平素は、東京三協信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

近年、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺等における被害金が、暗号資産交換業者や資金移動業者へ不正に送金されるケースが増加しております。

このため、お客さま保護及び不正送金防止の観点から、暗号資産交換業者や資金移動業者へのお振込の際、口座名義人名と異なる振込依頼人名にてお振込をされる場合は、お振込をお断りさせていただきます。

また、同一名義のお振込であっても、振込内容を確認させていただく場合がございます。

ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切な資産を守るため、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【支払口座名義と振込依頼人名が異なる振込可否の具体例】

支払口座名義	振込依頼人名	振込可否
サンキョウ タロウ	サンキョウ タロウ	振込可
サンキョウ タロウ	12345 サンキョウ タロウ	振込可
サンキョウ タロウ	サンキョウ <u>ハナコ</u>	振込不可
サンキョウ タロウ	<u>SANKYO TAROU</u>	振込不可

(注) 通常の投資目的等での暗号資産交換業者及び資金移動業者へのお振込をすべて禁止するものではありません。

【ご参考】

- ・ [金融庁「第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について」](#)
- ・ [警察庁「暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関への要請について」](#)
- ・ [金融庁「法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」](#)
- ・ [警察庁「法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」](#)